

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 5月20日
【会社名】	株式会社丸運
【英訳名】	MARUWN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 市原 豊
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町7番2号
【電話番号】	03(6861)3411(大代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 住吉 彰
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小網町7番2号
【電話番号】	03(6861)3411(大代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 住吉 彰
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年5月20日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の連結子会社である丸運国際フレート株式会社を消滅会社とする吸収合併を行う決議をし、同日付で合併契約書を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号	丸運国際フレート株式会社
本店の所在地	東京都港区芝浦四丁目4番44号
代表者の氏名	代表取締役社長 萩谷 紀之
資本金の額	50百万円（平成26年3月期）
純資産の額	210百万円（平成26年3月期）
総資産の額	622百万円（平成26年3月期）
事業の内容	航空利用運送事業、航空利用代理店、通関業

(注) 合併の効力発生日は平成28年4月1日を予定しています。

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の営業収益、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
営業収益	2,327百万円	2,218百万円	2,299百万円
営業利益	42百万円	71百万円	54百万円
経常利益	44百万円	69百万円	55百万円
当期純利益	19百万円	40百万円	18百万円

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	株式会社丸運
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100.0%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社が100%出資する連結子会社です。
人的関係	当社の取締役1名が同社の代表取締役に就任し、当社の従業員3名が同社の取締役に就任し、当社の従業員1名が同社の監査役に就任しています。
取引関係	当社との間で航空利用運送事業における業務委託等の取引関係があります。

(5) 当該吸収合併の目的

当社の航空貨物輸出入業について、高度化・複雑化する顧客ニーズへの対応及び効率化などの観点から、運営見直しにより機動的に実施しやすくするため、当社による吸収合併を行うこととしました。

(6) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社、丸運国際フレート株式会社を消滅会社とする吸収合併によります。

吸収合併に係る割当ての内容

該当事項はありません。

その他の吸収合併契約の内容

当社と丸運国際フレート株式会社が平成27年5月20日に締結した合併契約書の内容は、添付の「合併契約書（写し）」の通りです。

(7) 吸収合併に係る割当ての内容の算出根拠

本合併に際して新株式の発行、新株式の割当ては行わないため、該当事項はありません。

(8) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社丸運
本店の所在地	東京都中央区日本橋小網町7番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 市原 豊
資本金の額	3,559百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	貨物自動車運送事業、鉄道利用運送事業、航空利用運送事業、倉庫業

以上

合併契約書（写し）

株式会社丸運（本店 東京都中央区日本橋小網町7番2号。以下、「甲」という。）と丸運国際フレート株式会社（本店 東京都港区芝浦四丁目4番44号。以下、「乙」という。）とは、次のとおり合併契約を締結する。

（合併）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併する（かかる合併を、以下「本合併」という。）。

（合併に際して交付する金銭等）

第2条 甲は、乙の全株式を所有しているため、本合併に際し、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

（甲の資本金等）

第3条 本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

（合併方式）

第4条 本合併は、甲においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併であり、乙においては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、それぞれ株主総会の承認決議を得ることなく合併する。

（効力発生日）

第5条 本合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2016年4月1日とする。ただし、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上これを変更することができる。

（会社財産の引き継ぎ）

第6条 乙は、2015年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書を基礎として、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を、効力発生日をもって甲に引き継ぐものとする。

（会社財産の管理等）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

（従業員の処遇）

第8条 甲は、効力発生日における乙の雇用する全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。但し、勤続年数については、乙におけるそれぞれの年数を引き継ぎ、その他の取扱については甲及び乙が協議の上定める。

（合併条件の変更及び合併契約の解除）

第9条 本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本合併の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

（本契約書の効力）

第10条 本契約は法令に定められた関係官庁等の許認可が無い場合には、その効力を失うものとする。

(本契約書に規定外の事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議の上これを決定する。

以上本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

2015年5月20日

甲 東京都中央区日本橋小網町7番2号
株式会社丸運
代表取締役社長 市原 豊

乙 東京都港区芝浦四丁目4番44号
丸運国際フレート株式会社
代表取締役社長 萩谷 紀之